

平成 28 年度

## 第 10 回 庄原市農業委員会総会 会議録

日 時 平成 29 年 1 月 10 日 (月) 午後 3 時 30 分～

場 所 庄原市ふれあいセンター コパリホール

議案 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 2 農用地利用集積計画 (平成 29 年 1 月 13 日公告・1 月 31 日公告)  
の決定について

議案 3 農地中間管理事業に係る農用地配分計画原案の承認について

議案 4 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案 5 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案 6 非農地証明申請について

備 考

研修会「農地中間管理事業」を開催

庄原市農業委員会

## 各委員の出欠状況

席番	氏名	出席	欠席	席番	氏名	出席	欠席
(庄原)				(東城)			
1	中谷 憲登	○		22	川本 輝磨	○	
2	入田 正義	○		23	山田 喜章	○	
3	世良 昭宣	○		24	長谷 時男	○	
4	佐々木 美千江	○		25	田森 光洋	○	
5	沖田 至	○		26	藤井 佳子	○	
6	塩谷 良三	○		27	明賀 美伸	○	
7	田邊 良三	○		28	柳生 卓三		○
8	倉本 寿憲	○		29	高坂 勝博	○	
9	植木 登夫	○		30	竹田 弘稔	○	
10	伊藤 忠明	○		(口和)			
11	尾原 春良	○		31	澁川 玉素	○	
12	横田 光生	○		32	前田 憲二	○	
13	木村 英宗	○		33	岩瀧 功	○	
14	原田 武次	○		34	道下 和子	○	
15	増谷 克則	○		(高野)			
(総領)				35	長瀬 裕浩	○	
16	佐々木 聖	○		36	横谷 康幸		○
(西城)				37	島津 秀樹	○	
17	森兼 貢	○		38	向田 純子	○	
18	前本 旭	○		(比和)			
19	田邊 幸美	○		39	松長 百合子	○	
20	田澤 信雄	○		40	三上 静馬	○	
21	樋口 研二	○		41	松島 哲明	○	
				42	井西 一行	○	

## 事務局出欠状況

役職	氏名	出席	欠席	役職	氏名	出席	欠席
(本庁)				(口和出張所)			
事務局長	松永 幹司	○		出張所長	道岡 泰之		○
係長	岸 泰弘	○		係長	杉谷美和紀	○	
主任	成相美保子	○		(高野出張所)			
主任	森戸 活美	○		出張所長	森木 博雄		○
(西城出張所)				主任	山際 廣隆		○
出張所長	中村 裕造		○	(比和出張所)			
係長	長谷 明秀	○		出張所長	小笠原圭二		○
主任主事	橋本 和憲		○	係長	石田 泰清	○	
(東城主張所)				(総領出張所)			
出張所長	津村 効		○	出張所長	菅原 道教		○
主事	山上 翔大	○		主任主事	角脇 健太	○	

(午後3時30分)

事務局長：ただ今より、平成28年度第10回庄原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、28番柳生委員、36番横谷委員からの欠席の届出をうけております。

それでは、会議規則第6条の規定により会長に議長を務めていただきます。

議 長：それでは、会議を開会いたします。  
ただいまの出席委員は 40 名です。よって、本総会は成立していることを報告いたします。

議 長：本日の議事録署名者を指名します。26 番藤井委員さんと 27 番明賀委員さんの両委員さんを指名します。両委員さん、よろしくお願ひします。

議 長：それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程します。  
なお、今回は件数も多いですから受付番号 50 番から 53 番の 4 件と 54 番から 58 番の 5 件を分けて一括審議したと思いますがそれにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長：それでは事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：受付番号 50 番から 53 番までの説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。  
「農地法第 3 条の規定による許可について」  
受付番号 50 番から 53 番までについて許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして 54 番から 58 番までの 5 件について事務局から説明を求めます。

事務局員 (本庁)：(議案説明資料にて、権利を設定、または移転しようとする事由、権利を取得しようとする者の世帯員の農業従事状況並びに農機具等の保有状況を説明 以下 略)

議 長：受付番号 54 番から 58 番までの説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：受付番号 54 番から 58 番を許可することに、賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 2 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。  
事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁)：説明 以下 概略)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画書の平成 28 年 12 月期の申出分については、別紙 「平成 29 年 1 月 13 日公告 所有権移転内訳 平成 29 年 1 月 31 日公告 利用権設定内訳」のとおりです。

所有権移転については、平成 29 年 1 月 13 日付け公告し契約成立、中間管理権は翌日契約成立、また、利用権設定については平成 29 年 1 月 31 日付け公告より 2 月 1 日契約開始契約開始となります。

(内訳を読みあげる。以下略)

以上の農用地利用集積計画はこの農業委員会の承認後、本市農業振興課での公告・縦覧を経て正式に契約成立となります。

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農用地利用集積計画の決定について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議 長：続きまして、議案第 3 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画原案について」を上程します。事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概略)

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定に基づく農用地利用配分計画の意見承認について説明、配分概要は口和町永田地区の 122,416 m<sup>2</sup>の配分に係るもの

(具体的な配分先及び配分面積を読み上げる。以下略)

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長：無いようですので、採決に移ります。

「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画原案について」提案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第 4 「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程します。  
受付番号 14 から 20 件の 7 件について、一括採決したいと思いますが、異議ございませんでしょうか。

(なしの声あり)

議 長：それでは事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 概要)

受付番号 14

位 置 等：説明資料の 4 ページから 5 ページに記載

転用事由：太陽光発電設備

他 法 令：経済産業省認可通知書あり

資金計画：860 万円、全額自己資金で対応

周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：3種農地除外必要なし

受付番号 15

位置等：説明資料の4ページ、6ページに記載  
転用事由：太陽光発電設備及び遊びの広場  
他法令：経済産業省認可通知書あり  
資金計画：1500万円、全額借入資金で対応  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外手続済み

受付番号 16

位置等：説明資料の4ページ、7ページに記載  
転用事由：農機具庫  
他法令：なし  
資金計画：31万円、全額自己資金で対応  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外手続済み

受付番号 17

位置等：説明資料の4ページ、8ページに記載  
転用事由：農業用倉庫及び駐車場  
他法令：なし  
資金計画：400万円、全額自己資金で対応  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外済

受付番号 18

位置等：説明資料の4ページ、9ページに記載  
転用事由：墓地  
他法令：墓地埋葬法手続済み  
資金計画：400万円、全額自己資金で対応  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外済

受付番号 19

位置等：説明資料の4ページ、10ページに記載  
転用事由：太陽光発電設備  
他法令：経済産業省認可通知書あり  
資金計画：1200万円、全額自己資金で対応  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：3種農地除外必要なし

受付番号 20

位置等：説明資料の11ページ、12ページに記載  
転用事由：墓地  
他法令：墓地埋葬法申請中  
資金計画：280万円、全額自己資金で対応

周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：1種農地除外申請中

議 長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

23番山田委員 受付番号20の申請地は1筆で説明資料には2筆が入っているがどちらが正しいのか。

事務局員：資料の方の地番表記がわかりにくく申し訳ありませんが、申請地一筆で資料に示している箇所となっています。資料のもう一つの地番は隣接地のものです。

議 長：その他ありませんか

(なしの声あり)

議 長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第4条の規定による許可について」賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議 長：つづきまして議案第5「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程します。  
受付番号13から19の7件について、事務局からの説明を求めます。

(事務局員(本庁)：説明 以下 略)

受付番号13

位置等：説明資料の4ページ、13ページに記載  
転用事由：農機具格納倉庫用地  
資金計画：90万円全額借入  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：手続き中

受付番号14

位置等：説明資料の4ページ、14ページに記載  
転用事由：山内保育所駐車場  
資金計画：240万円全額自己資金  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：手続き中

受付番号15

位置等：説明資料の4ページ、15ページに記載  
転用事由：駐車場  
資金計画：460万円 全額自己資金  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：除外済み

受付番号16

位置等：説明資料の4ページ、16ページに記載

転用事由：進入路、駐車場  
資金計画：150 万円  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：手続き中

受付番号 17

位置等：説明資料の 17 ページ、18 ページに記載  
転用事由：農業用倉庫、農機具置き場  
資金計画：150 万円 全額自己資金  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：手続き中

受付番号 18

位置等：説明資料の 17 ページ、19 ページに記載  
転用事由：住宅  
資金計画：3200 万円 借入資金・自己資金  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：手続き中

受付番号 19

位置等：説明資料の 20 ページ、21 ページに記載  
転用事由：住宅  
資金計画：2600 万円 全額借入資金  
周辺影響：影響ないと確認  
除外手続：手続き中

議長：以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

10 番伊藤 受付番号 17 について、進入路についてももう少し説明願いたい。併せて、議長に提案したいが、一括審議については説明が終わった後に提案されてはいかがでしょうか。採決のとき反対しようとしても反対できなくなるのではないのでしょうか。

議長：わかりました。受付番号 17 に対する質問について回答をお願いします。

事務局員 今回申請地と隣接の農地は、転用許可になると所有者同一となり、また、現地はフラットであり隣接農地との出入併用が可能な進入路となります。

議長：その他ないでしょうか。

(なしの声あり)

議長：ないようですので、採決に移ります。

「農地法第 5 条の規定による許可について」  
受付番号 13 から 19 を許可することについて、賛成の委員の挙手を求めます。  
挙手全員 決定されました。

議長：続きまして、議案第 6 号「非農地証明について」を上程します。

受付番号 51 から 56 の 6 件について事務局からの説明を求めます。

(事務局員 (本庁) : 説明 以下 略)

受付番号 51

位置等 : 説明資料の 4 ページと 22 ページに記載

潰廃事由 : 平成 8 年に分散する墓地を集めるとともに墓地を新設し現在に至る。

現地確認 : 墓地となっており、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 52

位置等 : 説明資料の 4 ページと 23・24 ページに記載

潰廃事由 : 昭和 55 年頃から農業経営上の都合で耕作しなくなり現在は倉庫敷地として利用している。

現地確認 : 倉庫敷地となっており、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 53

位置等 : 説明資料の 4 ページと 23・24 ページに記載

潰廃事由 : 昭和 55 年頃から耕作をやめ、車庫及び倉庫の敷地として利用している。

現地確認 : 車庫及び倉庫の敷地となっており農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 54

位置等 : 説明資料の 4 ページと 23・24 ページに記載

潰廃事由 : 昭和 60 年頃から耕作をやめ、宅地の一部として利用し現在に至る。

現地確認 : 隣接する宅地の一部となっており、農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 55

位置等 : 説明資料の 4 ページと 25 ページに記載

潰廃事由 : 昭和 50 年頃から耕作をやめ駐車場や出入口として利用し現在に至る

現地確認 : 駐車場となっており農地として復旧することが困難と現地確認

受付番号 56

位置等 : 説明資料の 20 ページと 26 ページに記載

潰廃事由 : 近隣の住宅整備に伴い進入路も無く昭和 51 年頃から耕作をやめ現在に至る

現地確認 : 農業用進入路もなく農地として復旧することが困難と現地確認

議 長 : 以上で説明が終わりました。ここで質疑・意見を受付けます。

(なしの声あり)

議 長 : ないようですので、採決に移ります。

「非農地証明について」受付番号 51 から 56 の 6 件を一括で採択したいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 : 無いようですので、受付番号 51 から 56 の 6 件について、申請のとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

挙手全員 決定されました。



議 長：以上をもちまして本日上程いたしました議案の審議はすべて終了いたしました。

議 長：引き続き、「その他」について事務局の説明を求めます。

(係長：説明 以下 略)

議 長：ただ今の説明に対し、また、それ以外の事でも結構です。全体を通して皆さんから何かございませんか。

議 長：その他ありませんか。

(なしの声あり)

議 長：ないようですので以上で本日の日程をすべて終了しました。  
これをもって、閉会といたします。(午後4時32分)